2021 年度 C 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲　法
刑　法
行政法

問題冊子（問題のみで４枚）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は，手を挙げて監督者に申し出てください。

3　解答は，別に配布する解答用紙に，黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも，インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。

4　解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を，また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。

5　貸与した六法に対する加工（線を引く，書き込みをする，ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお，貸与した六法に対し加工をした場合，不正行為とみなされることもあります。

6　試験終了後，問題冊子は持ち帰ってください。

第１問（憲法）

国籍法旧３条１項は、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で２０歳未満のもの（日本国民であった者を除く。）は、認知をした父または母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。」と規定していたが、最高裁判所は、「父母の婚姻」という要件は違憲無効であると判示し（最大判平成２０年６月４日）、その後、「父又は母が認知した子で２０歳未満のもの（以下、旧規定と同じ）」と改正された。

〔設問〕

国籍法旧３条１項が規定していた「父母の婚姻」という要件には、どのような憲法上の問題があり、最高裁判所は、どのような理由で違憲無効と判断したのか説明しなさい。

第２問（刑法）

下記の事例におけるＸの罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

〔事例１〕

Ｘは、たまたまＡ名義のクレジットカードを入手し、名義人本人以外の者によるクレジットカードの利用行為には応じていないガソリンスタンド（加盟店）において、同店の店員Ｂ等に対して当該クレジットカードを提示して、Ａになりすまして給油を申し込み、Ｂ等をして、Ａ本人であると誤信させ、ハイオクガソリン５０リットル（販売価格7250円）の給油を受けた。

〔事例２〕

Ｘは、友人Ａが同人名義のクレジットカードの使用を許容し、自己の使用に係る同カードの利用代金を会員規約に従いＡにおいて決済してくれるものと思い込み、名義人本人以外の者によるクレジットカードの利用行為には応じていないガソリンスタンド（加盟店）において、同店の店員Ｂ等に対してＡ名義のクレジットカードを提示して、Ａになりすまして給油を申し込み、Ｂ等をして、Ａ本人であると誤信させ、ハイオクガソリン５０リットル（販売価格7250円）の給油を受けた。

第３問（行政法）

以下の文章は，最高裁平成１８年２月７日第一小法廷判決の一部である。これを読んで，下記の設問に答えなさい。なお，参考条文を掲載しているので適宜参照しなさい。

（ｉ）地方公共団体の設置する公立学校…の学校施設は同法〔地方自治法〕２３８条４項にいう行政財産である。したがって，公立学校施設を…設置目的外に使用するためには，同法２３８条の４第４項に基づく許可が必要である。教育財産は教育委員会が管理するとされているため…上記の許可は本来教育委員会が行うこととなる。

学校施設の確保に関する政令（以下「学校施設令」という。）３条は，法律又は法律に基づく命令の規定に基づいて使用する場合及び管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合を例外として，学校施設は，学校が学校教育の目的に使用する場合を除き，使用してはならないとし（１項），上記の同意を与えるには，他の法令の規定に従わなければならないとしている（２項）。同意を与えるための「他の法令の規定」として，上記の地方自治法２３８条の４第４項は，その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができると定めており，その趣旨を学校施設の場合に敷えんした学校教育法８５条は，学校教育上支障のない限り，(1)学校の施設を社会教育その他公共のために，利用させることができると規定している。…

（ⅱ）地方自治法２３８条の４第４項，学校教育法８５条の上記文言に加えて，学校施設は，一般公衆の共同使用に供することを主たる目的とする道路や公民館等の施設とは異なり，本来学校教育の目的に使用すべきものとして設置され，それ以外の目的に使用することを基本的に制限されている（学校施設令１条，３条）ことからすれば，学校施設の目的外使用を許可するか否かは，原則として，管理者の裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。すなわち，⑵学校教育上支障があれば使用を許可することができないことは明らかであるが，そのような支障がないからといって当然に許可しなくてはならないものではなく，行政財産である学校施設の目的及び用途と目的外使用の目的，態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断により使用許可をしないこともできるものである。

〔参考条文〕

＊地方自治法（平成 18 年法律第 53 号による改正前のもの）

第 238 条の４　１～３　（略）

４　行政財産は，その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5，6　（略）

＊学校教育法（平成 19 年法律第 96 号による改正前のもの）

第 85 条　学校教育上支障のない限り…学校の施設を社会教育その他公共のために，利用させることができる。

＊学校施設の確保に関する政令

第 3 条　学校施設は，学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外，使用してはならない。但し，左の各号の一に該当する場合は，この限りでない。

一　法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合

二　管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合

2　管理者又は学校の長は，前項第二号の同意を与えるには，他の法令の規定に従わなければならない。

〔設問 1〕

下線⑴の「学校の施設を社会教育その他公共のために，利用させる」とはどういう場合か。具体例を挙げ，また，学校教育法第 85 条の趣旨に触れつつ説明しなさい。

〔設問 2〕

下線⑵について，判決が「学校教育上支障があれば使用を許可することができないことは明らかであるが，そのような支障がないからといって当然に許可しなくてはならないものではない」と解している理由について説明しなさい。また，「学校施設の目的及び用途と目的外使用の目的，態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断」において考慮要素としてどのような事項が考えられるか説明しなさい。